

補助金交付申請時に必要とされる財務情報について

2019年4月23日
経済産業省
大臣官房会計課

1. 問題意識

- 補助金申請者は、補助金を申請する度に財務情報を求められており、その都度対応するコストが生じている。
- 補助金システムの構築にあたっては、こうした申請者のコストの低減に向けて、まずは、補助事業毎に個別に規定されている財務情報の統一化・共通化が必要。
- 財務情報について、補助事業毎にバラつきが生じている主な点は、取得年数とその項目の大きく2点。

2. 現状の制度等の理解

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第3条第2項において、交付申請時においては、「申請者の資産及び負債に関する事項」等が記載された資料を添付しなければならない、とされている（現状では、上記規定の他に、法令上財務情報の項目や取得年数等について規定したものはない）。

3. 足元の現状認識（経産省事業でのファクト）

- 補助金システムの活用を検討した経済産業省の補助事業について、直近に実施した公募時に公募要領等で求めている財務情報は下表のとおり（直接、間接それぞれ1事業としてカウント）。
- 項目については、決算書や財務諸表等の提出を求めており、具体的な項目を特定するケースは少ない。年数については、1年が多数。

提出を求めている財務情報	該当事業 ^(※3)	割合	求める年数	該当事業 ^(※3)	割合
決算書	11	32%	直近1年分	20	59%
財務諸表	9	26%	直近2年分	7	21%
決算書+ α ^(※1)	4	12%	直近3年分	4	12%
貸借対照表、損益計算書+ α ^(※2)	4	12%	規定なし	3	9%
資産及び負債に関する事項	3	9%	計	34	100%
貸借対照表、損益計算書	2	6%			
ローカルベンチマークに準拠 ^(※4)	1	3%			
計	34	100%			

(※1) 収支計算書、売上高・売上原価・販売費及び一般管理費

(※2) 個別注記表、事業報告書等

(※3) 自治体の交付である等補助事業の性質上、財務情報を求めないケース有

(※4) 売上高、一期前売上高、資本金、営業利益、借入金、現金・預金、減価償却費、売掛金、受取手形、棚卸資産、買掛金、支払手形

4. 検討の方向性（たたき台）

- 法施行令での規定の意図は、「申請者が、補助事業の遂行を安心して託することが出来る者であるか、補助目的を如何に能率的に達成する者であるか」についての判断資料を補足させるためであり、一義的には定められないものの、補助目的の達成にあたり最低限必要な観点は、以下2点と考えられる。

- ①倒産する危険性が低い企業であるか（※）。
- ②補助金の裏負担が可能である企業であるか。

（※）予算は単年度執行が原則であること、また、倒産リスクを将来にわたって見通すことは困難であるため、実務的には補助事業実施期間（1年間）中におけるリスクを評価しているものと推測。

- これらを踏まえ、開発中の補助金システムにおいて申請時に財務情報の入力を求める場合については、以下の案をたたき台として、今後、法施行令での規定趣旨を充足しうるか等につき、規制改革推進室とともに、補助金所管部局、財務省、会計検査院と調整したい。

- ・取得する財務情報は直近年度一ヶ年分とする。
- ・財務情報のうち、一部の項目（例：自己資本比率（純資産及び総資産合計）、流動比率（流動資産及び流動負債））を確認する。

（参考）

「競争参加者の資格に関する公示」においても、財務諸表は直近年度一ヶ年分、評点の対象項目は、自己資本比率（純資産及び総資産合計）、流動比率（流動資産及び流動負債）+ α となっている。

(参考) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

(補助金等の交付の申請の手続)

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

一 申請者の営む主な事業

二 申請者の資産及び負債に関する事項

三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法

四 補助事業等の効果

五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項

六 その他各省各庁の長が定める事項

3 (略)